

○議長（高橋伸二君） 十八番村岡たかこ君。

「十八番 村岡たかこ君登壇」

○十八番（村岡たかこ君） 自由民主党・県民会議の村岡たかこです。議長のお許しを頂きましたので、順次、通告に従い質問させていただきます。これまでの質疑と重なるところがありますけれども、御容赦願えればと思います。

二〇二三年十月、四病院再編大反対の公約を掲げ、この職に就かせていただいてから三年目を迎えようとしています。これまでに未熟な私に対し、先輩方、同僚、そして職員の方々から御教授いただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

さて、令和二年に三病院の再編協議が始まり五年間の議論の末、ようやく今年五月に東北労災病院が移転を断念の意向を示し、私の地元では皆が歓喜いたしました。しかし、これまでの経緯の中で「仙台市民は県民ではないのだね」など、県に対し冷たい声はやみませんでした。ところが、富谷市などが病院を誘致したことによって、黒川地域の医療体制が脆弱であることがより鮮明になり、その声が和らいだと感じます。公募ということで、今度は仙台的この病院だろうと少し冷やりしましたが、東北医科薬科大学病院の再編により富谷市への開院が決まり、関係している方皆が安堵したのではないのでしょうか。私もこの件で、宮城県として、仙台医療圏として、仙台市民としてこの職の役割についてとても考えさせられ、勉強させていただきました。仙台赤十字病院の跡地利用、地域医療の課題などまだまだ残っている課題はあるので、これで終わりではありませんが、このような結果になったことは感謝しております。ただ、残念なのは、最初に「仙台市には病院が集中しているから」とか「移転により仙台市が楽になる」などの再編の理由説明が県民感情を悪化させていたのだと考えます。最初に、宮城県立がんセンターの老朽化や県費投入額の課題、黒川地域の医療体制の脆弱さなど、課題を県民にもっと詳しく知ってもらって、同じ課題共有をすることから始めればよかったのだと思います。また、進め方も強引であるように見えるか、県民にどう寄り添った発言ができるかがその後を決めます。頼りになると思われるか、強引と思われるかは紙一重であります。それは、この件に限らずの話だと思います。この、県民に寄り添うというところができていたのか、偏りはなかったのか、そしてこれからの県民に対する寄り添い方について知事の思いを伺います。

また、同じように誤解があり、話題になっている水道事業のみやぎ型管理運営方式についてであります。参議院選挙のときにも事実誤認の発言があり、県にも百四十一件の電話と八十二件のメールでの問合せがあり、中には県外の方も多く、興奮ぎみの方もいたと聞きました。ふだんの業務に加え、対応に追われた職員の方には大変気の毒で、何もできなかった自分の力不足に申し訳なく思います。このような蛮行は決して許されることなく、県としても更に抗議すべきと考えます。正しい情報を伝え、その上で議論を重ねるならまだしも、うそが独り歩きし、誤解が誤解を生み、県民の不安をおおるようなことは許されることはありません。このような行為は、議員として、人として控えなければならない行為だと思います。九月八日の地元紙でも水道事業の運営権を売却したと報じられていますが、売却とは売り払うことという意味です。運営権について、宮城県は一切の口出しもできない、手を離れた状態にあるということなのでしょう。たくさんの誤解がありますので、丁寧な説明を求めます。また、水質検査についても伺います。検査は、どのくらいの頻度で誰がしているのでしょうか。県民の不安は、外資の会社に水を預けても大丈夫なのかということudur。不安を払拭していただきたいと思ひますので、水質管理の状況を詳しくお示しいただきたいと思ひます。また、宮城で取水した水は非常時は別として、通常は県民のために浄水し利用することが求められると思ひますが、民間での浄水となると県外や海外で販売する、つまり、県民以外の人に勝手に販売する行為は可能なのかお伺ひいたします。日本の水は海外から狙われていると聞くことがあります。危機管理問題として捉えて、対策を講じているのか伺ひます。

更に、運営企業の仕組みについては、分かりにくいという声があります。株式会社みずむすびマネジメントみやぎと株式会社みずむすびサービスの二つで運営していますが、構成会社は一緒です。なぜ、わざわざ構成会社が同じ法人を二つ持たなければならぬのかという必要性が分かりづらいと思ひます。素人目には、一つの会社で部門別にしたほうがよりコスト削減できるように思ひます。更に、なぜ特別目的会社にする必要があつたのか。これまでは九つの事業をおおむね二つの事業者に最長五年契約で委託していました。委託事業を集約するのではなく、県の委託事業の在り方を変更するだけで済んだ話ではなかつたのか。しかも、みずむすびサービスは外資系のヴェオリア・ジェ

ネッツが五一%の株式所有となっている。ここが大きく取り沙汰されています。ヴェオリア・ジェネッツは、仙台市の水道事業の窓口業務などにも参入しています。本社はフランスですが、全国各地で水道事業を委託しております。同じような委託形態の自治体はほかにあるのでしょうか、お伺いいたします。

さて、東北歴史博物館では、「世界遺産縄文」が開かれ、来館三万人を超えました。私も拝観させていただき、県内から多数出土している遺跡を見て感銘してまいりました。宮城県内でも縄文の遺跡が発掘されているということは、縄文人がこの地にいたのだなとしみじみ思うとともに、この宮城の地は一万五千年も前からこの地が守られ、暮らしてきたということでもあります。私たちもまた、この土地を守る義務があると再確認いたしました。宮城県的环境を守ることがこの土地で育つ動植物を守ります。そして、私たちの健康にも寄与してくれる大事なことだと誰しもが思っていると信じており、次に、再エネ発電に関する条例について、危機管理対応も含めてお伺いいたします。

今、全国でもメガソーラー施設の自然破壊が問題となっています。宮城県でも例外ではありません。次から次へと計画が浮上し、知事も先日、環境破壊につながると秋保で計画されている巨大メガソーラーに大反対と表明しました。気持ちはよく分かります。全くの同感であります。再生可能エネルギー地域共生促進税を導入したとしても、抑制になるかもしれませんが、設置目的によつては効力などありません。現状、福島市では、令和五年にノーモアメガソーラー宣言をし、令和七年四月からは再エネ条例を施行し、太陽光発電施設十キロワット以上は市の面積七割、風力発電施設は市の面積四割を禁止区域に決めました。強い意志を感じます。宮城県内でも十九市町で再エネ発電施設に関する条例があります。しかし、これ以上我が県で景観を壊し災害を助長するようなメガソーラーを計画も含めて設置しないようにするべきだと思います。宮城県の条例も禁止や規制箇所を見直し、改正する必要があると考えますが、御所見を伺います。それと同時に、計画を事前に抑制するために、宮城県内の水源地周辺や森林の売買の状況も把握することを求めます。現状では、森林の土地の相続を含める名義変更が年間八百件ほどあると聞きます。速報値で何件になるのか、それは相続か売買なのか、場所は水源に近いのか、田畑や農地に影響がある場所なのかを土地の役割を把握し、危機管理対応として我が県の土地を守るような対応を求めますが、御所見を伺います。更に、仙台市でも既

にあるメガソーラーの近くの川では、雨が降るたびに土砂が流れ出たため、ため池を造り土砂が流れ出ないよう対策をしたり、種子吹きつけをし、土砂災害を起こさないよう対応している箇所も多くあります。気候変動の中、線状降水帯などが発生しやすい昨今、突発的に起きる山津波の危険性、また、外国人所有による危険性、今後パネル破損による土壌汚染など、早期に把握し対策を整えることも必要と考えます。現在、公共用水域及び地下水の水質測定に関する計画書では、県内二百八十七か所で水質の測定を計画しております。メガソーラーの近辺や取水口の近くなどが入っている箇所であるのか、お伺いいたします。今後、臨時的にでも追加し、県民の命を守るように求めますが、いかがでしょうか。

次に、ネオニコチノイド系農薬についてお伺いいたします。

宮城県への観光客アンケートでも、食べ物がおいしかったという結果があったとおり、我が県は食の魅力もたくさんあります。しかし、ほかと同じことをしては差別化はできません。国でも、みどりの食料システム法が施行され、更に一九九九年以来、食料・農業・農村基本法が改正され、新たに輸出の促進や環境負荷の低減の促進などが追加されました。残留農薬は海外、特にEUや米国の基準は日本よりも厳しいことは御承知のとおりです。特に、ネオニコチノイド系農薬とは、蜜蜂がいなくなったことの原因とも言われ、国立環境研究所でもネオニコチノイド系アセタミプリドの調査では、ネズミでの観察の結果、暗い部屋と明るい部屋の滞在時間を比べた結果、投与されたほうが暗い部屋の滞在時間が多かった。つまり、不安行動や攻撃行動などの結果が出たことが発表されています。人間でいえば、ひきこもりや発達障害のような症状と言われていると思います。EUでは、ネオニコチノイド系農薬は人への生殖毒性があると推定されるものとした欧州化学品庁の分類結果に基づいて、欧州食品安全機関が人の健康に及ぼす影響への懸念等も示した評価結果を提出したことを考慮し、欧州委員会が禁止を決定しました。使用の制限や屋外散布禁止などの措置が取られています。アメリカでも規制が広がっており、州によっては、家庭菜園でさえも使用が禁止されている農薬の成分です。宮城県保健環境センターでは、令和元年と令和三年に県内に流通する農作物の中のネオニコチノイド系農薬に関する調査が行われました。その結果、輸入品よりも日本産品の検出率が高いとの結果が出ています。例えば、トマトでは、ジノテフランが〇・〇六pp

m。日本の基準は二ppmということですが、インドの基準値は〇・〇一ppm、EUでも〇・〇一ppmで、日本は高い値であり、インドやEUであれば流通しない食材となります。このネオニコチノイド系は、水溶性で水に溶けやすいので土壌にも浸透します。また、宮城県保健環境センターでは、公共用水域におけるネオニコチノイド系殺虫剤の調査も行っており、日本の基準値内ではありますが検出されております。もちろん、EUでは基準値外であります。ぜひ、今後もこのような調査を継続的に続けてほしいと思いますし、更に、これらの調査は今後どのように生かされる予定なのか、お示しください。

宮城県は合計特殊出生率も低い、学校に行けない子も多い、いじめの認知件数も多いです。学校の中だけで対策をするのではなく、こうした食物の減肥料・減農薬の推進にももっと力を入れてほしいと思います。宮城県では、オーガニックビレッジ宣言が四市町宣言しており、二市町が準備中とのことです。縄文から続く大地の恵みがたくさん染み込んだ宮城県産の食物を食べて、心も体も健康にしてほしいと願います。農薬について、世界から見て後進国になってしまっている日本の基準ではなく、先進国の基準を参考に施策を構築し、宮城県としても自信を持って提供する安全な食を世界新興国と同レベルに近づくようにしていったほしいと思います。減肥料・減農薬作物を宮城県として推奨し、オーガニックビレッジ宣言都市を増やし、宮城県産の農作物の差別化を図るようにし、同時に消費者への販売促進にも寄与できるような施策を求めますが、御所見をお伺いいたします。

次に、仙台牛のこれからの発展について伺います。

仙台牛は、畜産家の方々が丹精込めて飼育し、良質な水と稲わらで育った牛です。更に、現在はみやぎスタイルとして日本酒とともに食してもらおうとイタリアまで渡っています。しかし、まだまだ全国的にも全世界的にも知名度が足りないのが現状ではないでしょうか。私は、消費者の立場ではありますが、何とかこのおいしい仙台牛を宮城県として最も誇れる特産品にできないものなのか、このおいしさを広げるにはどうしたらよいのかと模索し、今年に入り仙台牛を輸出するために屠畜してもらっている姫路の和牛マスター食肉センターへ赴きました。快く受け入れていただき、感謝申し上げます。この施設は、元々は姫路市食肉センターでしたが、老朽化という課題があり、また、神

戸ビーフも鹿児島で処理し、輸出していたそうです。地元の業者の神戸ビーフへの強い思いで姫路市との交渉の末、民間での食肉センターの開設に至ったそうです。二〇一八年には国際規格の食品安全マネジメントシステムのFSSC22000を取得し、食品安全への取組を国際的に証明しました。現在、四十六か国へ輸出しています。和牛は人氣が高く、右肩上がりだとおっしゃっていました。仙台市中央食肉市場では、基準を満たしていないため、EUへの輸出ができません。更に、建物も古く、この暑い中、クーラースポットを設けてしのいでいました。今後の更新が待たれる状況で、和牛マスター食肉センターとの違いに愕然としました。一方、岩手県のいわちくさんは、EUや欧米への輸出ができるよう基準をクリアし、宮城県でも一部屠畜をお願いしているとのことです。仙台と名がつく仙台牛が宮城県以外で加工されて世に出ているということも課題意識を持つべきと思います。宮城県内にもこのような食肉市場があつて、更に販路拡大となるとありますが、その前にFSSC22000を取得するにはどのような課題が現在あるのかを把握しておくべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。そして、仙台牛の販路拡大をし、いやが応でも建物の更新をしなくてはならない状況にしないことはありません。そのためには、まだまだしなくてはならないことがあると感じました。それは、宮城県仙台牛のブランディングの強化です。神戸ビーフは十年以上かけてその地位を確立・強化していったそうです。神戸肉流通推進協議会では、二〇一〇年コンサル会社と組み、ブランディングの強化に踏み切りました。神戸の夜景のイメージと併せ、神戸ビーフの肉の味を連想させるような販促物など、国内外の方が興味を持つようなブランディングを行いました。ここでも神戸ビーフを思う強い気持ちにより、議論に議論を重ねて形をつくっていったと語っていただきました。更に、これまで偽物が出回るなど定義が曖昧だったものもはつきりと定めたり、組織づくりにも力を入れたそうです。神戸市を含め、兵庫県、生産団体、流通団体、消費者団体が一つとなり、神戸ビーフを守り育て、消費者に届けている様子は大変参考となり、すばらしいことだと思いました。そして、海外では、和牛といえば神戸ビーフと言われるようになりました。

さて、宮城県にも仙台牛銘柄推進協議会がありますが、仙台牛銘柄推進協議会は仙台牛の生産拡大と銘柄確立及び販売促進を目的とした団体とホームページにありました。ちなみに、会長は村井知事です。組織の中の構成団体が一生懸命仙台牛のために様々取

り組んでいる様子は理解できます。しかし、組織編成をし、仙台市や販売業者も組織に入れ、連携強化を図り、より活性化する必要があると思います。今のままでは、宮城県が丸となってとはいいい切れないように思います。そして、縄文から一万年も続く大地の宮城県で育った仙台牛として、確立したブランド力を構築するべきと考えます。コンソーシアムをしつかり組織し、家畜・食肉等の流通体制の強化、食肉流通再編合理化推進事業など、国の補助金もほかにもたくさんメニューがありますので、ぜひ活用して、消費推進のための活性化を求めますが、いかがでしょうか。

また、先日、仙台のあるスーパーで仙台ビーフというチラシを目にしました。黒毛和牛仙台ビーフ。これは仙台牛なのか仙台黒毛和牛なのか、どうなのでしょう。定義はされておきませんので、消費者から見ると仙台牛だと思うでしょう。ただ、今は仙台牛でなくても仙台ビーフと名づけても間違いではない状況かと思います。国では、G I 地理的表示保護制度というのがあります。この制度は、地域ならではの特性を有する産品について、生産地や特性とともに農林水産大臣が登録し、その基準を満たす産品を生産する団体の構成員や販売者がG I マークを使用することができ、不正利用は行政が取締りをしてくれます。このマークの活用によって登録産品のみがG I マークを独占的に使用でき、国の取締りにより、訴訟の負担なく模倣品が排除可能で、ブランド価値を守れる。海外との相互保護の取決めのある国においても保護されます。また、産品の品質や製法、評判、物語などの魅力や強みが見える化でき、ブランド力の強化にもつながります。これらにより、取引上の説明や証明、需要者の信頼の獲得も容易になるなどの効果が見込めます。日本と相互保護の取組があるEUは百二十一産品、日本百八品、英国側は五十九産品に日本は百九品であり、また、この制度を導入しているのが、アジア十か国、中東七か国、欧州EU以外十八か国、中南米二十四か国、アフリカ二十四か国で導入しています。海外で保護されることは大きいと思います。ショッピングサイトで不正出品物も削除や修正を要請してくれたり、かなりの効果が見込まれる制度であります。このG I 登録は、全国で令和七年三月現在、百六十一産品が登録されて、宮城県でもみやぎサーモンや仙台セリなどが登録されています。しかし、近県では米沢牛、前沢牛などの登録はされているにもかかわらず、仙台牛は登録されていません。仙台牛銘柄推進協議会は、一度仙台牛の登録を試みたが、見送ったと聞きます。ぜひ、再度G

I登録をしていただきたいと思います。御所見を伺い、壇上からの質問を終わります。御清聴どうもありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 村岡たかこ議員の一般質問にお答えいたします。大綱六点ございました。

まず、大綱一点目、病院再編への知事の思いについての御質問にお答えいたします。仙台医療圏の病院再編は、地域医療構想等の考え方にのっとり、少子高齢化や人口減少が進む中でも、限られた医療資源を医療圏単位でバランスよく配置するとともに、医療機関の役割分担と連携体制の充実を図ることで、諸課題の解決と県民に適切な医療を安定的に提供することを目指しているものであります。この取組の趣旨や必要性につきましては、県民に御理解を頂くことが何より重要であることから、協議開始当初から、地域医療構想推進セミナーの動画配信や、県政だよりによる広報、地域説明会の開催、ウェブ広告など、様々な場面を通じて広く発信するとともに、賛否両論ある多様な意見に耳を傾けながら、協議の相手方の意向も十分に踏まえて柔軟に対処してまいりました。県といたしましては、引き続き、県民への丁寧な説明に努めながら、病院再編の意義について理解醸成を図るとともに、将来を見据えた医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、水道事業みやぎ型管理運営方式についての御質問にお答えいたします。

初めに、県民への丁寧な事業説明についてのお尋ねにお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式は、これまでどおり県が施設の所有権を持ち続け、水道事業者として最終責任を担いながら、水道施設の運転や維持管理等について、二十年間の運営権を民間事業者に設定する官民連携事業であり、施設や運営権を売却したものではありません。本方式は、上水道、工業用水道及び流域下水道の九事業を一体で契約し、従来の仕様発注から性能発注に切り替えることで、民間の創意工夫を最大限生かす取組であり、二十年間で約三百三十七億円のコスト削減を見込んでおります。この削減効果を活用し、昨年度は一年前倒しして水道料金を引き下げたほか、DX化の推進等による

業務の効率化、地域人材の直接雇用などの地域貢献が図られるなど、着実に業務の効果
が現れております。今後、更に厳しさを増す水道事業の経営環境に対応するためには、
みやぎ型管理運営方式が最も効果的な取組であると認識していることから、県といたし
ましては、県民の皆様が不安を感じることはないよう、引き続き、あらゆる機会を捉え、
より丁寧で分かりやすい情報発信に努めていくとともに、運営権者との連携を一層強化
し、安定的な事業運営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水質管理の現状についての御質問にお答えいたします。

水道事業において、安全・安心な水の供給や水処理を行うことは、水道事業者であ
る県の重要な責務であると認識しております。そのため、みやぎ型管理運営方式では、
水道用水供給事業者の水質や流域下水道事業の放流水などについて、法定基準に加え、
それより厳しい県基準も要求水準に定めております。また、運営権者では、更に厳しい
自主管理目標を設定し、県の要求水準や自主管理目標を遵守するために、従来よりも項
目や頻度を増やした水質検査を実施しております。そして、その結果に基づいた適切な
運転管理を行うとともに、県は、水質管理のための日常検査や水道法に基づく五十一項
目の水質検査のほか、抜き打ちによる水質検査も実施し、安全で安心な水道水の提供に
努めております。更に、外部有識者で構成されます経営審査委員会では、良好な水質が
保たれているかについて、第三者の観点で監視しております。県といたしましては、水
の安全・安心を最優先に、引き続き、運営権者、県及び経営審査委員会による複層的な
モニタリング、いわゆる三段階のモニタリングを着実に実施するとともに、水質検査結
果等についても適時適切に情報発信を行ってまいります。

次に、大綱五点目、オーガニックビレッジ宣言の推進についての御質問にお答えい
たします。

環境に配慮した農産物の生産・販売支援につきましては、県独自にみやぎの環境に
やさしい農産物認証・表示制度のもと、取り組んでおります。県内では、これまで四つ
の市町においてオーガニックビレッジ宣言が行われ、今年度は新たに二つの市町が宣言
に向けた準備を行っており、それぞれの地域において独自に取組が進められております。
有機農業の推進には、生産拡大とともに、消費者や実需者の理解促進を図り、安定した
販路を確保することが重要であることから、小売店等と連携したPR販売会や生産現場

を巡る消費者バスツアーなどに取り組んでいるところがあります。県としては、引き続き、認証制度による県産農産物の差別化を図るとともに、オーガニックビレッジの取組拡大に向けた支援を行うことで、環境に配慮した農産物の販売促進につなげてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 公営企業管理者千葉衛君。

〔公営企業管理者 千葉 衛君登壇〕

○公営企業管理者（千葉 衛君） 大綱二点目、水道事業みやぎ型管理運営方式についての御質問のうち、我が県で取水した水を県民以外へ販売することなどについてのお尋ねにお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式の実施契約書においては、運営権者は御指摘の行為を含め、定められた事項以外の事業を県の承認なく行うことはできない規定となっております。そのほか、運営権者は危機管理マニュアルに基づき、水質汚染事故等の危機的事象に対して、県と連携を図りながら対応することから、危機管理上の対策は講じております。

次に、同一の二法人による運営体制などについての御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式の公募に当たっては、我が県の上下水道の適切な運営を専属で担う特別目的会社の設立を要件としており、運営権者である株式会社みずむすびマネジメントみやぎが設立されております。一方、運営権者が提案した維持管理会社である株式会社みずむすびサービスみやぎは、将来にわたり地域の水インフラを支える県内の技術者を継続的に採用、育成し、その技術を受け継いでいくことを目的として、運営権者とは別に設立されたものです。この株式会社みずむすびサービスみやぎの設立については、事業者選定時に外部有識者等で構成される宮城県民間資金等活用事業検討委員会において、安定的な事業の運営と雇用の創出を図る体制として高く評価されております。県といたしましては、水道事業の最終責任者として、維持管理も含めた事業全体の運営状況を監視するとともに、引き続き、安全・安心な水の供給や安定的な水処理に向けて取り組んでまいります。なお、我が県と同じような委託形態を採用している事例は、国土交通省の資料によると、今年七月時点で上下水道事業において、全国で三十件となっております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長末永仁一君。

〔環境生活部長 末永仁一君登壇〕

○環境生活部長（末永仁一君） 大綱三点目、再エネ発電施設に関する条例についての御質問のうち、条例の改正についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、令和四年度に太陽光発電施設の設置等に関する条例を定め、一定規模以上の施設に対し、住民説明の義務化や規制区域内への設置の許可制などを導入いたしました。しかしながら、その後も大規模な再エネ事業に対し、住民の反対運動が生じ、地域と共生した再エネの導入が大きな課題となりました。条例による禁止や許可制度には強制力に限界があることから、事業者に対し、経済的な負担を課すことで計画を抑制し、かつ、住民との合意形成が得られた計画等を非課税とすることで、地域と共生した再エネの導入を促すことができるよう、昨年度、再生可能エネルギー地域共生促進税を導入したところです。その後、地域との共生が図られていない大規模な再エネ計画は、環境アセスメントなどの手続に進捗が見られないことから、結果的に一定の抑止効果を上げているものと考えております。このため、大規模な太陽光発電施設の計画に対しては、現行の環境影響評価、林地開発許可、再エネ地域共生促進税など各種手続が重層的に適用されることで、自然環境の保全と地域との共生が図られるものと考えており、今後とも関係自治体と連携しながら、厳格に対処してまいります。

次に、メガソーラーや取水口の近辺における水質測定についての御質問にお答えいたします。

県では、水質汚濁防止法に基づき、人の健康や生活環境を保全するため、仙台市及び東北地方整備局とともに、河川や湖沼における取水口付近など、公共用水域の特定地点で定期的に水質測定を実施しております。測定箇所については、取水口など利水の状況を考慮し、かつ水域の水質を代表する地点を選定しておりますが、現状の測定地点にはメガソーラー等の下流域も一部含まれております。太陽光パネルの破損や災害などの事故につきましては、設置者に対し、電気事業法に基づき国への速やかな報告を行うとともに、人体への危害や物件への損傷を与えないようにすることに加え、災害や非常時の設置に関することを定めた保安規定を遵守する義務が課されております。また、我が

県の太陽光施設条例においても、設置者に対し、維持管理計画の公表及び当該計画に基づく適正な管理義務を課すとともに、県では届出のあった全ての太陽光発電施設について、専門業者に委託し巡視を行っているところです。こうしたことから、水質測定及び事故に対する事業者への義務や監視体制は既に設けられておりますが、今後大きな災害や事故が発生した場合には、既存の測定地点の汚濁状況を注視し、必要な措置を講じてまいります。

次に、大綱四点目、ネオニコチノイド系農薬についての御質問にお答えいたします。我が国では、ネオニコチノイド系農薬について食品衛生法により残留基準が定められており、県ではこの法律に基づき、県内に流通する農作物を保健所が抜き取りし、ネオニコチノイド系農薬を含めた残留農薬について保健環境センターにおいて検査を実施しているところです。一方、水質汚濁防止法に基づく公共用水域の水質においては、この農薬の基準は定められておらず、調査は行われておりません。令和元年度から令和三年度にかけて、保健環境センターが実施したこの農薬の調査研究の主たる目的は、国やその外郭団体等が示した分析方法を確認するために行ったものです。その結果、分析法の有効性を検証することができたため、その後、この調査研究を継続することはありませんでした。国では現在、農薬取締法に規定する農薬について安全性の再評価を行い、基準の見直しを検討しているところです。今後、食品や水質において新しい規制や規制の強化等が行われた際には、調査研究で検証した分析方法について、その後の検査に活用してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 農政部長石川佳洋君。

〔農政部長 石川佳洋君登壇〕

○農政部長（石川佳洋君） 大綱六点目、仙台牛これからの発展についての御質問のうち、国際規格取得に関する課題についてのお尋ねにお答えいたします。

FSSC22000は、民間機関による食品安全システムの認証であり、取得については、食品の安全管理強化や輸出拡大を進める上で有効な手法の一つであると認識しております。一方、輸出を可能とする食肉処理施設の認定では、このような認証とは別に、輸出先国との二国間合意による基準が定められており、例えば、欧米向けの場合、

施設・設備と衛生管理基準などの要件が課せられていることから、これらの課題を整理することが必要ではないかと考えております。県といたしましては、引き続き、仙台市や関係者との連携を深め、将来的な仙台牛の取引拡大や更なる価値向上に向け、取り組んでまいります。

次に、仙台牛のブランド力構築と消費推進についての御質問にお答えいたします。

関係団体で構成される仙台牛銘柄推進協議会では、国内外での仙台牛の生産拡大と銘柄確立及び販売促進に取り組んでおり、更なる販売促進に向けては、仙台市や流通事業者などとも連携を深めながら、認知度向上や消費拡大を図ることが効果的であると認識しております。このため、昨年度は協議会、仙台市、民間事業者と連携し、アクアイグニス仙台でトップシェフが仙台牛をメイン食材とした料理を振る舞うイベント、仙台牛美食フェスを開催いたしました。今年度も仙台牛と観光をセットにしたイベントを予定するなど、仙台市や民間事業者と連携した消費拡大の取組を始めているところです。県といたしましては、今後とも関係者との連携を一層深め、仙台牛のブランド力向上と更なる消費推進に向けた体制構築に努めてまいります。

次に、仙台牛のG I登録に向けた再申請についての御質問にお答えいたします。

地理的表示保護制度、いわゆるG I制度については、地域で長年育まれた産品を登録し、その名称を保護するものであり、地域ブランドの信頼性や価値の向上に有益な制度と認識しております。仙台牛の登録については、過去に仙台牛銘柄推進協議会として申請いたしました、飼養方法の統一など定められた条件を満たすことができず、登録を断念した経緯があります。一方で、仙台牛の輸出も含めた販路拡大に向けては、国内外でのブランド保護の観点から、G I登録の有用性が増している状況にあると考えております。県といたしましては、今後、登録における課題を整理し、まずは協議会とG I制度の取扱いについて検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 水産林政部長中村彰宏君。

〔水産林政部長 中村彰宏君登壇〕

○水産林政部長（中村彰宏君） 大綱三点目、再エネ発電施設に関する条例についての御質問のうち、森林の売買状況の把握についてのお尋ねにお答えいたします。

森林の売買等の状況を把握する方法として、森林法では、森林の土地の所有者届出制度が設けられております。本制度は、新たに森林の土地を取得した場合に市町村長への届出を義務づけており、届出書には、土地の所在地や面積のほか、相続や売買といった所有権移転理由、更には、参考事項として土地の用途等を記載することとされております。このうち、森林が保安林の場合は、国の運用において、市町村長から知事に対して届出内容を通ずるよう定められておりますが、保安林以外は通知の対象となっておらず、県が十分に状況を把握できない現状にあります。森林環境を保全し、適切に管理していくためには、森林の土地の所有状況等を把握することが重要であることから、保安林以外についても、保安林に準じた運用を県として新たに定めるなど、市町村との連携を一層強化し、対応の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 十八番村岡たかこ君。

○十八番（村岡たかこ君） 御答弁どうもありがとうございます。まず、知事にお伺いいたします。

県民に寄り添う寄り添い方というのはかということなのです。いろいろ言われていますけれども、青葉区、仙台市の方たちの感情というのは、やはり、まだまだ残っているとあるのです。ですので、これまでのことをずっと言っても仕方ありませんので、今後知事として、例えば折り合いをつけて進めていく方法ですとか県民の寄り添い方ということをもう一度県民に対して訴えをお願いしたいということで質問させていただきますので、もう一度、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 非常に難しいテーマだというふうに思います。当然、意見が分かれなようなことをやるのはそれほど難しいのですけれども、意見が分かれるようなものですよね。そういったようなものについて、どのように接していくのか非常に難しいテーマだというふうに思うのですが、やはり、繰り返しその必要性について説明していくという姿勢を継続していかなければならないというふうに思います。特に、この二年間知事会会長というのもありまして、あまり――議会のないときは宮城県にほとんどいなかったものですから、そういう観点からも、今後は、六期目を取れたらという

ことになりますけれども、できるだけ地域・地元足を運んでいって、特に意見が分かれるようなときには自分から飛び込んでいけるように、そういう努力をしていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 十八番村岡たかこ君。

○十八番（村岡たかこ君） 頼りになる知事ということで、私もすぐく支援しておりますので、ぜひ、市民・県民の方々に強引というふうにとられないような、今後の進め方というのを求めているというふうに思います。

それから、ネオニコチノイド系農薬についてです。私はなんでこれを調べ始めたのかということなのですが、これはEUから日本に来るときに、EUにいた方——確かイタリアだったかなと思うのですけれども、「日本は食品が汚されているから、食べるものを注意しなさい」と言ってきました」という方と出会ったのです。そんなはずないだろうと思って調べたら、あらって感じるだったのです。そして、このネオニコチノイド系という農薬に行き着きまして、それを調べてみると、先ほど壇上でネズミの話もしましたが、別の調査では迷路の中でネズミを囲って自閉症のような実験結果もあるということが判明したのです。ですので、やはり、体には何もないというふうに言われている農薬についても、使用の仕方はちゃんと知っていかなければならないのだろうなと思ったときに、この基準を見たのです。そしたら、基準というものが農林水産省で発表されております。日本の基準と、それから各国の基準というのが一覧で比較されているのです。このネオニコチノイド系だけではなく、今のカメムシとかに使われている——商品名を言うところとちよつとあれなので成分だけ言いますけれども、シアントラニリプロールというものがあるのですが、日本だと〇・〇五ppmなのが、EUだと〇・〇一ppmとか、米国だと〇・〇二ppm。また、エチプロールというのがあるのですけれども、これも稲作に使われる虫とかの農薬です。これも日本は〇・二ppmなのが、台湾は〇・〇九ppm、インド・EUが〇・〇一ppmということで、どういうものを見ても日本の農薬というのは基準値が高いということが分かったのです。ですから、EUの方が言ったのは、あながち間違いではなかったのだなというふうに思ったのです。それで調べたときに、宮城県が二回も調べているということで私も歓喜しまして、こんなところをちゃんと分かっている。しかもこれは、EU諸国では一部使用禁止、日本で

は規制緩和というふうに実態調査の中で宮城県が発表しているのです。こういう調査というものはしっかりと把握して、今後、宮城県として他自治体と差別化をするためなのです。インバウンドで一生懸命今海外から人を呼んでいるときに、宮城県というのはものすごく安全なのだというところをやはりアピールする術になると強く思っております。ですので、これは環境生活部でいろいろやっておりますけれども、農政部ではこの結果を見て、どういうふうに思っているのかというような御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋伸二君） 農政部長石川佳洋君。

○農政部長（石川佳洋君） 議員が御質問のネオニコチノイド系農薬ということでございますけれども、我々農政部といたしましては、これは、農作物の各種害虫に優れた効果を持つということで、国内の農業生産の現場には広く使用されているものだというふうには認識してございます。ただ、農薬につきましては、先ほど御答弁もあったかと思えますけれども、農薬取締法といったものに基づきまして、使用基準が定められているということ、我々農政部では、JA関係団体と連携いたしまして、そういった基準に基づいて適正に使用するようなお声掛けをしているという状況でございますので、そういった形で農作物なり農業現場では使用されているというところでございます。

○議長（高橋伸二君） 十八番村岡たかこ君。

○十八番（村岡たかこ君） 使用しているのではなくて、外国の基準というものがあって日本の基準というものがあります。ですので、私は、外国の基準も少し参考にして様々な施策をやってほしいという願いを持って質問させていただいておりますので、そういう観点からもう一度お願いします。

○議長（高橋伸二君） 農政部長石川佳洋君。

○農政部長（石川佳洋君） その点につきまして、国で国際的な標準との調和なり最新の科学的な知見に基づいての規制の合理化といった仕組みをこれから導入するというところでございますので、いわゆる再評価という形になっているかと思えますけれども、そういった再評価の結果も注視しながら、やはり、そういう化学農薬の使用量の低減、環境負荷の低減といったところにも取り組んでいくように努めてまいりたいと思います。

○議長（高橋伸二君） 十八番村岡たかこ君。

○十八番（村岡たかこ君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

最後に、みやぎ型管理運営方式の件なのですが、コンセッション方式で所有権は売却していないということで、コンセッション方式ということを調べますと、運営権を一定期間売却しているというふうに出るのです。ただ、内閣府のホームページだと、運営権を民間事業者に設定する方式というふうになっているのです。ですので、その辺を強くアピールする必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） みやぎ型管理運営方式というのは、本当に一言でなかなか説明しづらいということもあって理解が深まっていないのであります。これは、実はもともと、みやぎ型管理運営方式が始まる前は、法律で完全民営化か完全公営化しかできなかったのです。宮城県は完全公営化でやっております。大阪の橋下知事さんが――市長だったか知事だったかのときに、完全民営化をやろうとしたのです。当然ものすごい反発が出て断念しました。それを見ていて、やはり、完全民営化というのは絶対できないだろうなど。そして、私は当時、安部総理、菅官房長官のほうに働きかけまして、水道法の改正をしてほしいと。これが今のみやぎ型管理運営方式です。所有権は宮城県が持っていて、そしてオペレーションを民間にお任せすると。これをみやぎ型管理運営方式でやりたいのだということで、水道法の改正をしていただいたということでもあります。そこをしっかりと説明していただければ、なかなか分からないだろうというふうに思っております。昨日も言いましたけれども、今回選挙に出馬します。これは、かなりの機会ですので、こういったようなことをできるだけ皆さんに分かりやすく説明していきたいと思って、今準備しているところでございます。具体的なことはちょっと今お話ししませんけれども、分かっていたらできるように努力していこうというふうに思っているところであります。

○議長（高橋伸二君） 十八番村岡たかこ君。

○十八番（村岡たかこ君） 以上です。終わります。ありがとうございました。